

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

デジタル遺言書

法務省の法制審議会は遺言制度の見直しに関する要綱案を取りまとめ、PCやスマホで作成した遺言書データを法務局で保管する新たな方式の導入を検討している。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/ 9(月) 先負

10(火) 仏滅 源泉所得税の納付期限

11(水) 大安 建国記念の日、1月の米雇用統計発表

12(木) 赤口

13(金) 先勝 ミュンヘン安全保障会議

14(土) 友引 聖バレンタインデー

15(日) 先負 中国の春節休暇

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

2/ 2(月) 52,655 ▼668 154.88 ▼1.09

3(火) 54,721 △2066 155.40 ▼0.52

4(水) 54,293 ▼428 156.42 ▼1.02

5(木) 53,818 ▼475 157.11 ▼0.69

6(金) 54,254 △436 156.88 △0.23

所得税の確定申告における注意点等

令和7年分の所得税の確定申告は、今月16日から受付開始となります。

◆確定申告を行う際の主な注意点等

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費など補填された金額(申告時点で受け取っていない場合は見積額)は、対象の医療費を限度に差し引きます。なお、傷病手当金などは補填金に該当しません。

◎寄附金控除(ふるさと納税)……確定申告を行う場合は、ワンストップ特例が無効となるため、令和7年中に行った全てのふるさと納税を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎雑損控除……災害や盗難、横領で資産に損害を受けた場合に適用できますが、生活に通常必要でない資産(貴金属、骨董など)は対象外です。また、詐欺による損害には適用できません。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を受けている場合は、その金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。なお、入居年を含む一定期間に、居住していた住宅の売却などで譲渡所得の課税の特例(3千万円特別控除など)を受けている方は適用できません。

◎上場株式等に係る申告……特定口座(源泉徴収あり)の場合、確定申告は不要ですが譲渡損失の繰越控除等の適用を受ける方は確定申告が必要です。また、TOB(株式公開買付)成立後に上場廃止となった株式を買付者が買い取った場合は一般株式等の譲渡所得として原則、確定申告が必要となります。

◎満期保険金等を受け取った場合……保険料の負担者が満期保険金等を一時金で受け取った場合は一時所得として原則、確定申告が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201506

令和8年以後の扶養控除等の所得要件は

令和8年度税制改正大綱では所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引上げて、令和8・9年における給与所得者の課税最低限を178万円まで上げる予定です。

これに伴い、扶養控除等の所得要件は4万円引上げられ、配偶者控除の対象となる同一生計配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額を現行の58万円以下(給与所得のみの場合は年収123万円以下)から62万円以下(給与所得のみの場合は年収136万円以下)とします。

なお、扶養控除等の適用に係る合計所得金額は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除等がある場合、繰越控除前の金額で判定します。

5千万円超の国外財産を保有している場合

その年の12月末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、翌年の6月30日までに財産の種類や数量、価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出しなければなりません(令和7年分は本年6月30日までに提出)。

国税庁によると、令和6年分の提出件数は1万4544件(前年比9.8%増)、その総財産額は8兆1945億円(同26.3%増)となっています。

なお、正当な理由なく期限内に提出しない又は虚偽記載の場合は罰則が設けられています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

所得税の確定申告（還付申告）を行う際の注意点等

◆確定申告を行う際の注意点等

◎医療費控除の適用

・高額療養費や出産育児一時金、保険会社からの入院給付金などで補填される金額※は、給付の目的となった医療費の金額を限度として支払った医療費の額から差し引きますが、傷病手当金や出産手当金は補填金に含まれません。

※補填金が確定していない場合は見込額に基づき計算します。

・セルフメディケーション税制との選択適用となり、一度選択した控除を修正申告又は更正の請求において変更することはできません。

◎寄附金控除（ふるさと納税）の適用

・確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金控除を受けられるワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している場合であっても、寄附先が5団体を超える場合や医療費控除等を適用するために確定申告を行う場合はワンストップ特例が適用されないため、令和7年中に支払った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

◎雑損控除の適用

・災害や盗難、横領によって資産に損害を受けた場合、雑損控除の適用を受けることができますが、詐欺や恐喝による損害には適用できません。

・1個または1組の価額が30万円超の貴金属、書画、骨董など「生活に通常必要でない資産」に該当するものは対象外です。

※その年の所得金額が1,000万円以下の方が災害にあった場合は、納税者の選択により災害減免法による所得税の軽減免除を適用することができます。

◎住宅ローン控除の適用

・住宅ローン控除を初めて受ける場合は、住宅の区分に応じた提出書類を添付して確定申告をします。給与所得者の場合、2年目以後の年分は年末調整で適用を受けることができます。

・住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税特例の適用を受けている場合には、住宅ローン控除額の計算において、その特例を受けた金額を住宅の取得価額から差し引いて計算します。

・居住年およびその前2年・後3年の計6年間に、それまで居住していた家屋などについて譲渡所得の課税の特例（居住用財産を譲渡した場合の長期・譲渡所得の課税の特例など）の適用を受けている場合、住宅ローン控除は適用できません。

◎上場株式等に係る申告

・特定口座（源泉徴収あり）の場合は原則、確定申告は必要ありませんが、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などを適用する場合は確定申告が必要です。

・上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等（源泉徴収口座に限る）について、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなったため、所得税で選択した課税方式になります。

・株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式をTOBによる買付者などに買い取られた場合※に、譲渡益が生じていれば確定申告が必要となります。

※特定口座で株式を保有している場合でも上場廃止に伴って口座から払い出されるため、特定口座内での損益の計算はされず、繰越控除などは適用できません。

◎保険会社から満期金や一時金を受け取った場合

・保険料の負担者と保険金受取人が同一人の場合、一時所得に該当するため、申告する必要がないかを生命保険会社などから送付された書類で確認します。

◎金地金を売却した場合

・個人が金地金を売却して譲渡益が生じた場合は、総合課税の譲渡所得として確定申告をする必要があります。

・譲渡所得の金額の計算は売却した金地金の所有期間に応じて異なり、所有期間が5年以内の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。

◎給与所得者で副収入等がある場合

・年末調整が済んでいる給与所得者でも、ネットオークションやフリマアプリなどを利用した個人取引（生活に使用した資産の売却による所得は非課税）や、ブログなどの広告収入、暗号資産の売却などで、給与所得以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

・給与所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、医療費控除などの適用のため確定申告をする場合は、20万円以下の所得も申告が必要です。